

平成31年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

所管事項調査

- 1 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて
 - ・ **資料1** 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて（県有施設の見直し）…………… 1頁
- 2 不適正な事務処理の是正状況と再発防止に向けた取組について
 - ・ **資料2** 不適正な事務処理の是正状況と再発防止に向けた取組…………… 2頁
- 3 犯罪情勢について
 - ・ **資料3** 犯罪情勢（平成30年中）…………… 3頁
- 4 交通事故情勢と抑止対策について
 - ・ **資料4** 交通事故情勢（平成30年中）と抑止対策…………… 4頁

平成31年3月

警察本部

「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における
事務事業等の見直しについて(県有施設の見直し)

施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
旧職員公舎等(37施設) <直営>	当該施設は、警察職員向けの公舎等として建設されたものであるが、現在は老朽化等によりその用途を廃止している。 維持管理費が必要となっていることから、建物付きで売却可能な物件があれば、処理を進めることを検討する。	建物付きで処分可能な物件について積極的に処理検討	警察本部

見直し対象施設一覧

No	名 称	所 在 地	経年	土地の所有	備 考
1	旧池ノ脇住宅	いなべ市員弁町	48	三重県	
2	旧池ノ脇住宅2号館		40	三重県	
3	旧四日市北警察署		47	三重県	見直し対象追加施設
4	旧河原田住宅1号館	四日市市河原田町	54	三重県	
5	旧河原田住宅2号館		54	三重県	
6	旧御殿場住宅	津市藤方	46	三重県	
7	旧森住宅	津市森町	46	三重県	
8	旧若葉町住宅	松阪市若葉町	47	三重県	
9	旧ベルハイツ松阪	松阪市上川町	52	三重県	
10	旧南島幹部交番	南伊勢町村山	50	三重県	
11	旧鳥羽警察署	鳥羽市船津町	48	三重県	
12	旧鳥羽警察署署長公舎		48	三重県	旧鳥羽警察署と同一敷地内
13	旧船津第一住宅		43	三重県	旧鳥羽警察署と同一敷地内
14	旧船津第二住宅		49	三重県	旧鳥羽警察署と同一敷地内
15	旧泉第二住宅	尾鷲市泉町	42	三重県	
16	旧向井住宅A	尾鷲市大字向井	39	三重県	
17	旧向井住宅B		38	三重県	
18	旧四十九住宅	伊賀市四十九町	44	三重県	
19	旧警察学校校長公舎	津市高茶屋	49	国	警察学校敷地内
20	旧警察学校職員住宅		49	国	警察学校敷地内
21	旧多度住宅	桑名市多度町	46	桑名市	
22	旧大長公舎	東員町大字長深	21	東員町	東員町へ無償貸付中
23	旧玉垣住宅A	鈴鹿市南玉垣町	49	鈴鹿市	
24	旧玉垣住宅B		49	鈴鹿市	
25	旧塔世寮	津市高洲町	47	津市	
26	旧妙法寺住宅	津市安濃町妙法寺	46	津市	
27	旧大谷住宅A	松阪市上川町	50	松阪市	
28	旧大谷住宅B		48	松阪市	
29	旧大谷住宅C		46	松阪市	
30	旧穂原警察官駐在所	南伊勢町伊勢路	41	南伊勢町	
31	旧城田警察官駐在所	伊勢市上地町	28	J A伊勢	
32	旧親明寮	鳥羽市安楽島町	36	鳥羽市	
33	旧紀伊長島住宅	紀北町紀伊長島区	47	紀北町	
34	旧東田原住宅A	名張市東田原	45	名張市	
35	旧東田原住宅B		45	名張市	
36	旧東田原第二住宅A		41	名張市	
37	旧東田原第二住宅B		41	名張市	
a	旧神田公舎		東員町大字六把野新田	25	東員町
b	旧島津公舎	南伊勢町古和浦	29	南伊勢町	見直し対象追加施設 南伊勢町へ無償譲渡

不適正な事務処理の是正状況と再発防止に向けた取組

1 不適正な事務処理の是正状況

(1) 「障害者の法定雇用率未達成」の是正

- 平成31年4月1日までに法定雇用率を達成できる見込み
- 今後は、引き続き採用に努めるとともに、ガイドラインに則った手順による把握・確認の徹底と職場定着に向けた取組を推進

(2) 「施設の法定点検未実施」の是正

- 平成30年12月までに未実施に係る全施設の法定点検を実施
- 今後は、業務委託等の上、法定点検実施計画に基づき確実に実施

(3) 「ブロック塀の構造基準不適合」の是正

- 優先度の高いものを平成30年度中に改修し、残る全てを平成31年度のできるだけ早期に改修
- 今後は、設計段階における構造基準の確認を徹底

2 不適正な事務処理が起きる要因と再発防止に向けた取組

不適正な事務処理が起きる要因	再発防止に向けた取組
仕事の取り組み方・進め方の観点 <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的・本質の理解不足 ○ 知識の不足 ○ 安易な前例踏襲 ○ 報告・連絡・相談の遅延 ○ 準備の遅延 ○ 形式的な引継ぎ 	仕事の取り組み方・進め方の改善 <ul style="list-style-type: none"> ○ 調べ、考え、確認する習慣付け ○ 起案における根拠の確認と明示 ○ 問題意識の保持 ○ 速やかな報告・連絡・相談の徹底 ○ 着実な準備 ○ 引継ぎの精度の向上
情報共有の観点 <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の属人化 ○ 整理整頓の不徹底 ○ コミュニケーションの不足 ○ 通達文書等の未整備 ○ マニュアルの不備 	情報共有の意識付け・習慣付け <ul style="list-style-type: none"> ○ 報告・連絡・相談の重要性の認識 ○ 事務関係文書の所在の「見える化」 ○ 上司による声掛けの励行と明確な指示 ○ 通達文書等の確実な整備 ○ 実効性のあるマニュアルの作成
業務管理の観点 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当者任せ ○ 上司のチェック不足 	チェック機能の実効性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 上司による事務内容の把握・理解 ○ 各段階での実質的なチェックの徹底

3 コンプライアンスの徹底に向けた取組方針

- 職務倫理の保持・サービスの遵守に対する意識付けの徹底
- 職員の身上把握・身上指導の徹底
- 不適正・非違事案の発生リスクが高い業務領域に対する重点的な業務指導の実施
- 不断の業務改善と働きやすい職場環境の構築

犯罪情勢（平成30年中）

1 刑法犯及び重要犯罪・重要窃盗犯

刑法犯認知件数は、戦後最少を記録するも、重要犯罪は増加
 検挙件数は、余罪多数の強姦事件等の検挙により、重要犯罪が増加
 重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率は前年より下降するも、高水準を維持

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
	(件)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比	(%)	前年比
刑法犯	11,247	-2,099	4,964	-753	2,210	+17	44.1	+1.3
重要犯罪	98	+13	85	+5	61	+2	86.7	-7.4
重要窃盗犯	1,197	-484	997	-415	85	-26	83.3	-0.7

※重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。
 ※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

2 特殊詐欺

認知件数は約半数まで減少するも、被害額は増加

	認知件数		被害額		検挙件数		検挙人員	
	(件)	前年比	約(万円)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比
総数(額)	107	-98	38,960	+8,410	63	+34	19	+5
振り込み詐欺	106	-94	38,460	+10,180	63	+34	19	+5
振り込み詐欺以外	1	-4	500	-1,770	0	±0	0	±0

※振り込み詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺をいい、振り込み詐欺以外の特殊詐欺とは、金融商品等取引名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、異性との交際あっせん名目詐欺、その他詐欺をいう。

※被害額は、各手口別の被害金額を調整せず四捨五入により表記しているため、合計に誤差が生じる場合がある。

3 暴力団犯罪

関係者多数の高校野球賭博事件の検挙により検挙人員は増加

	検挙件数		検挙人員		暴力団勢力			
	(件)	前年比	(人)	前年比	団体数		構成員等数	
総数	256	-417	188	+48	H29末	H30末	H29末	H30末
刑法犯	190	-399	149	+52	23	22	410	350
特別法犯	66	-18	39	-4				

4 薬物事犯

検挙人員の約8割が覚醒剤事犯であり、その他は全て大麻事犯

	検挙件数				検挙人員			
	(件)	前年比	うち暴力団	前年比	(人)	前年比	うち暴力団	前年比
総数	205	+9	54	-24	112	-5	26	-12
覚せい剤取締法違反	160	-7	52	-21	84	-15	25	-12
その他	45	+16	2	-3	28	+10	1	±0

※薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯及び医薬品医療機器法（旧薬事法）をいう。

5 来日外国人犯罪

来日ベトナム人の検挙（窃盗（万引き）と入管法違反等）が増加

	検挙件数		検挙人員		国籍別検挙状況(上位)		
	(件)	前年比	(人)	前年比		件数	人員
総数	166	-27	120	+21	ベトナム	51件(30.7%)	32人(26.7%)
刑法犯	92	-58	67	-4	ブラジル	29件(17.5%)	19人(15.8%)
特別法犯	74	+31	53	+25	中国	18件(10.8%)	18人(15.0%)

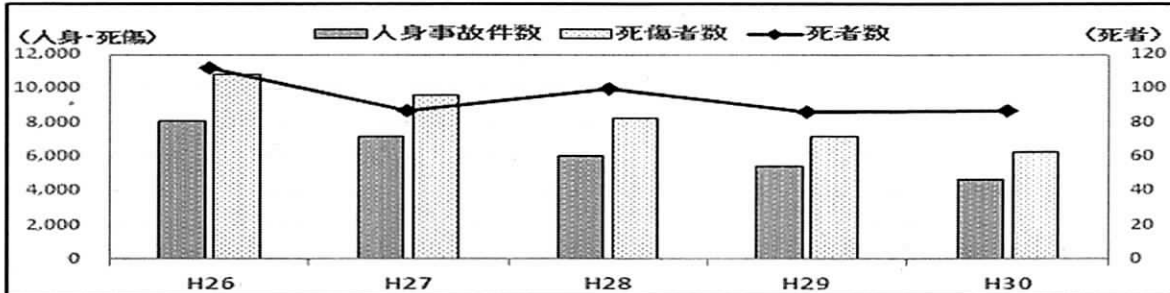
※来日外国人とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

交通事故情勢（平成30年中）と抑止対策

1 交通事故情勢

(1) 交通事故発生状況（過去5年）

	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
人身事故件数	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687	-754
死亡事故件数	109	86	98	83	82	-1
死傷者数	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223	-976
死者数	112	87	100	86	87	+1
負傷者数	10,717	9,517	8,158	7,113	6,136	-977



(2) 交通死亡事故の特徴

- 高齢者が6割以上を占める
高齢者の死者数は57人→65.5%
- 交通弱者(歩者・自転車者)が4割を超える
交通弱者の死者は39人(歩者25人・自転車者14人)→44.8%
- シートベルト非着用者が5割を超える
四輪乗車中の死者35人中、シートベルト非着用は19人→54.3%
シートベルトを着用していれば助かった死者は12人と推定
- 飲酒運転によるものが3件
前年と比べ2件減少したものの、いまだ根絶に至っていない。

2 抑止対策

(1) 重点4Sプラスワン対策の推進

- 高齢者の交通事故防止対策(Silver)
- シートベルト着用促進対策(Seatbelt)
- 飲酒運転根絶対策(Sake)
- 速度抑制対策(Speed)
- 歩行者の交通事故防止対策(プラスワン)

(2) 介護福祉事業所等と連携した高齢者対策の推進

- 「高齢者交通安全アドバイザー制度」の拡大

(3) 安全運転サポート車の普及啓発に向けた取組の強化

- 「先進安全自動車の普及啓発に関する協定」の締結による普及活動の強化

(4) シートベルト着用の定着化に向けた対策の強化

- シートベルト着用徹底強化日「シートベルトの日」の設定による取組の強化

